



水質基準に関する省令改正の概要について

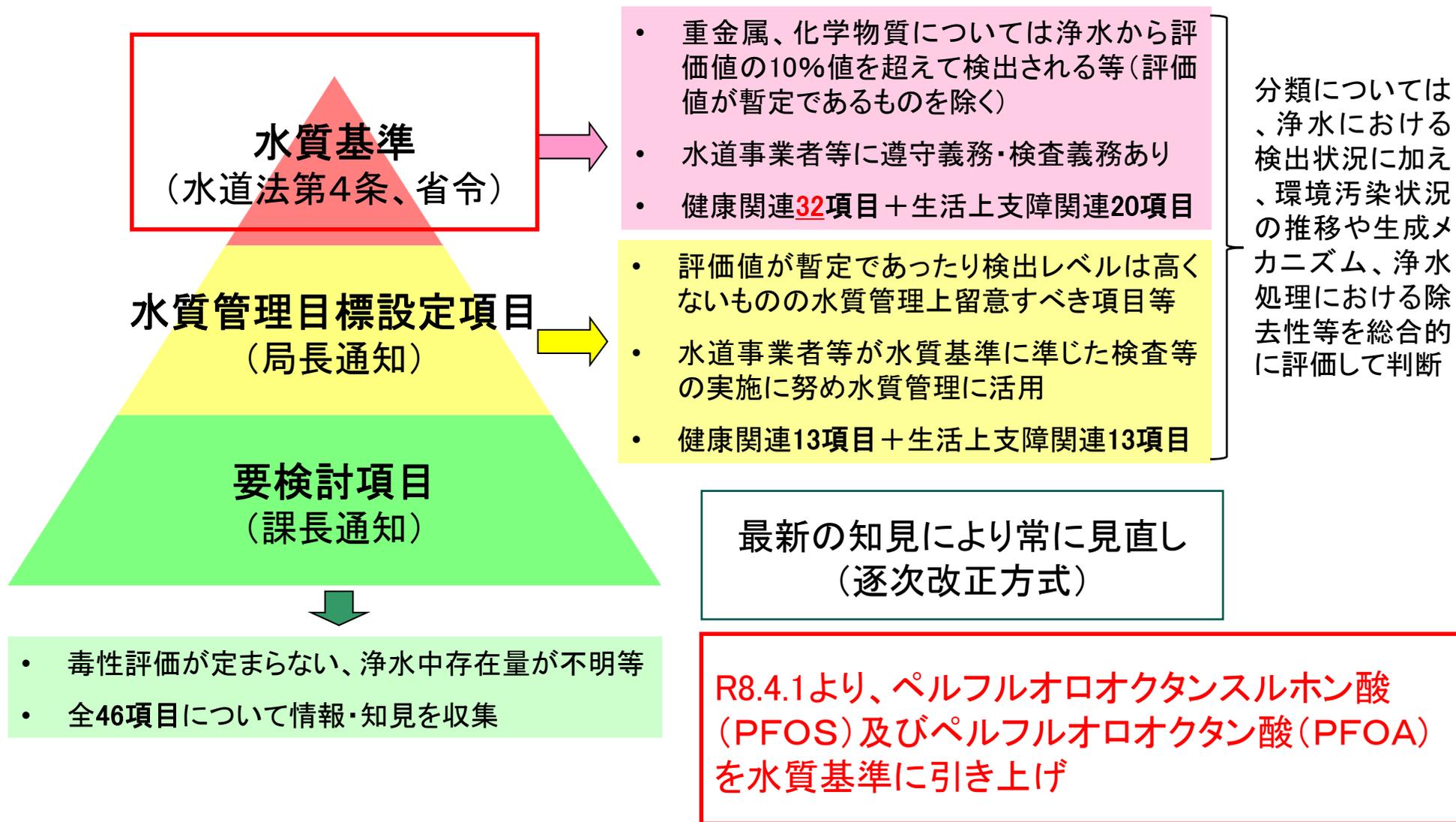
令和7年8月8日

水道水質・衛生管理室



1. 水道水質基準の改正について

水道水質基準等の体系



水道により供給される水の要件

(水質基準)

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、[環境省令](#)で定める。

○水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき[環境大臣](#)が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(表は次ページを参照)

水質基準に関する省令の規定に基づき[環境大臣](#)が定める方法

(平成15年厚生労働省告示第261号)

水質基準項目（52項目）

令和8年4月1日適用

	項目	基準		項目	基準
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	27	臭素酸	0.01mg/L以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	総トリハロメタン (23、25、29及び30の濃度の総和)	0.1mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	29	トリクロ酢酸	0.03mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	30	ブロモジクロメタン	0.03mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	39	塩化物イオン	200mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	41	蒸発残留物	500mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	43	ジオスミン	0.00001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	47	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下
22	塩素酸	0.6mg/L以下	48	pH値	5.8以上8.6以下
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	49	味	異常でないこと
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	50	臭気	異常でないこと
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	51	色度	5度以下
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	52	濁度	2度以下

水質管理目標設定項目(26項目)

令和8年4月1日適用

	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
8	トルエン	0.4mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
19	遊離炭酸	20mg/L以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下

健康関連項目: 1~15, 28, 29
生活上支障関連項目: 16~27, 30

(注)番号のない項目は欠番

要検討項目(46項目)

令和7年6月30日適用

	項目	目標値		項目	目標値
1	銀及びその化合物	—	24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L以下
2	バリウム及びその化合物	0.7 mg/L以下	25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下
3	ビスマス及びその化合物	—	26	マイクロキスチン—LR	0.0008mg/L以下(暫定値)
4	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L以下	27	有機すず化合物 ※1)	0.0006mg/L以下(暫定値)
5	アクリルアミド	0.0005mg/L以下	28	ブロモクロロ酢酸	—
6	アクリル酸	—	29	ブロモジクロロ酢酸	—
7	17—β—エストラジオール	0.00008mg/L以下(暫定値)	30	ジブロモクロロ酢酸	—
8	エチニル—エストラジオール	0.00002mg/L以下(暫定値)	31	ブロモ酢酸	—
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L以下	32	ジブロモ酢酸	—
10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下(暫定値)	33	トリブロモ酢酸	—
11	塩化ビニル	0.002mg/L以下	34	トリクロロアセトニトリル	—
12	酢酸ビニル	—	35	ブロモクロロアセトニトリル	—
13	2, 4—トルエンジアミン	—	36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L以下
14	2, 6—トルエンジアミン	—	37	アセトアルデヒド	—
15	N, N—ジメチルアニリン	—	38	MX	0.001mg/L以下
16	スチレン	0.02mg/L以下	40	キシレン	0.4mg/L以下
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)	41	過塩素酸	0.025mg/L以下
18	トリエチレンテトラミン	—	44	N—ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L以下
19	ノニルフェノール	0.3mg/L以下(暫定値)	45	アニリン	0.02mg/L以下
20	ビスフェノールA	0.1mg/L以下(暫定値)	46	キノリン	0.0001mg/L以下
21	ヒドラジン	—	47	1, 2, 3—トリクロロベンゼン	0.02mg/L以下
22	1, 2—ブタジエン	—	48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L以下
23	1, 3—ブタジエン	—	49	要検討PFAS ※2)	—

※1)トリブチルスズオキシドの目標値

※2)49の項の「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFP₅A)、ペルフルオロヘキサン酸(PFH₆A)、ペルフルオロヘプタン酸(PFH₇A)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO—DA)の8物質である。

(注)番号のない項目は欠番

PFOS、PFOAの概要

PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)

主な用途

半導体用反射防止剤・レジスト※、
金属メッキ処理剤、泡消火薬剤 等

※電子回路基板を製造する際に表面に塗布する薬剤

PFOA (ペルフルオロオクタン酸)

主な用途

フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤 等

性質

難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性

規制等の 状況

- 化学物質審査規制法（化審法）に基づき**製造・輸入等を原則禁止**
(PFOS 2010年、PFOA 2021年)
- 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAについて「指針値（暫定）」に代え「指針値」（合計値で50ng/L）を設定（2025年）
- **水道水**におけるPFOS及びPFOAの**水質基準**（合算値で**50ng/L**）を設定（2025年）
 - 最新の科学的知見に基づき、審議会において水道水質基準への引き上げ等の方向性をとりまとめ、2025年6月30日に水道法の省令改正・公布（2026年4月1日施行）

注) 1ng/L (ナノグラム・パー・リットル) : 水1リットル中、10億分の1グラム
(東京ドーム1つ分の容積の水 (120万m³) に1.2gが含まれているときの濃度)

PFOS及びPFOAにおける水質基準値

毒性評価

耐容一日摂取量：人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、一生涯に渡って摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される、体重1kg当たり、1日当たりの物質の摂取量。

$$\begin{array}{l}
 \text{TDI} \\
 \mathbf{20} \\
 \text{[ng/kg/day]}
 \end{array}
 \times
 \frac{\text{体重} \\
 \mathbf{50} \text{ [kg]} \\
 \text{1日当たりの摂取量} \\
 \mathbf{2} \text{ [L/day]}
 }{1}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{水の飲用に係る割当率} \\
 \mathbf{10} \text{ [\%]}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{基準値} \text{※R8年4月から適用} \\
 \mathbf{50} \text{ [ng/L]}
 \end{array}$$

水の飲用以外の経路からPFOS等が摂取されることも見越して、その分、水の飲用からの摂取量をどの程度まで抑制しておく必要があるかを設定した数値。

- PFOS、PFOAそれぞれ 50 ng/L
- 水質基準値はより安全側にPFOSとPFOAの合算で 50ng/L

令和6年6月に内閣府食品安全委員会が、諸外国・機関が行った評価の中で使用された根拠資料を含めて評価した上で評価書を取りまとめ、それぞれ耐容一日摂取量（TDI）が示された

- PFOSについては、**20ng/kg/day** : 児動物における体重増加抑制
- PFOAについては、**20ng/kg/day** : 胎児の前肢及び後肢の近位指節骨の骨化部位数の減少、雄の児動物の性成熟促進

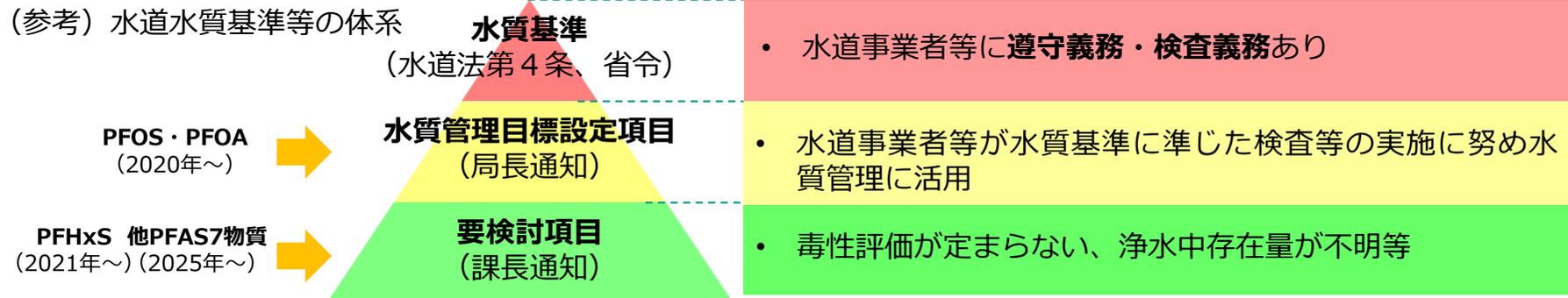
水道水におけるPFOS及びPFOAの水質基準化の経緯

PFOS及びPFOAは、令和2年に水道の水質管理目標設定項目に位置づけられており、暫定目標値として50ng/L（PFOS及びPFOAの合算値）が設定。



- 内閣府食品安全委員会の評価結果（令和6年6月）等を踏まえ、令和6年7月に、水道水におけるPFOS及びPFOAの目標値等の見直しについて、専門家による議論を開始。
- 「水道水におけるPFOS及びPFOAの検出状況に関する全国調査」の結果等を踏まえて、令和7年2月6日、[中央環境審議会水道水質・衛生管理小委員会において、方針案についておおむね了承を得た。](#)
 <方針案の主な内容>
 - ・ [水質基準への引き上げ](#)、基準値はPFOS及びPFOA合算で50ng/L
 - ・ 水道事業者等の基準順守に向けた対応等を考慮し、[令和8年4月1日に施行](#)
- 令和7年2月26日～3月27日に[パブリックコメントを実施](#)（意見総数 2,734件）。
- 水道水質・衛生管理小委員会を令和7年4月25日に開催し、その結果を踏まえ、[5月8日に審議会の答申を得て、水道水質基準への引き上げ等に関する方向性を取りまとめた。](#)
- 令和7年6月30日に[省令改正・公布](#)（施行は令和8年4月1日）。

(参考) 水道水質基準等の体系



水道におけるPFOS及びPFOA等の方針

(1) PFOS及びPFOA

論点	方針案	根拠、補足等
位置付け	水質基準に格上げ	<ul style="list-style-type: none"> 水道統計や全国調査の結果、検出状況に関する要件を満たした。
基準値	PFOS、PFOA合算で50ng/L (結果として、現行の暫定目標値(50ng/L)と同じ値)	<ul style="list-style-type: none"> 昨年6月の食品安全委員会の耐容一日摂取量(TDI: 20ng/kg体重/日)を元に改めて算出。(20ng/kg体重/日×50kg/2L×10%=50ng/L) PFOS,PFOAともに生殖発生成長遅延をエンドポイントとしていること、同時に環境中で検出されること等から安全側の観点から合算して評価。
検査回数	<ul style="list-style-type: none"> 3か月に1回(簡易水道、専用水道は条件を満たせば半年に1回又は1年に1回。) 条件を満たせば頻度の減少が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 他の有機化合物の規定を踏襲。ただし、検査に対する負担等を考慮し、施行前の検査の実施等によりPFAS汚染の可能性が低いと考えられる場合、簡易水道と専用水道は半年に1回又は1年に1回。 現行の規定を踏襲し、過去3年間の検出状況により検査頻度の減少(1年に1回、3年に1回)が可能(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)。
施行時期	令和8年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 水道法に基づく省令を改正。 <u>水道事業者等による基準遵守に向けた対応等(自治体の予算計上、設備導入等)</u>の期間を確保する必要がある。

(2) PFOS、PFOA以外のPFAS

論点	方針案	根拠、補足等
PFHxS	要検討項目に据え置き	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全委員会の評価書では、現時点では指標値の算出は困難と判断されていることなどから、引き続き要検討項目に位置付け。目標値は設定せず。
その他のPFAS※	要検討項目に追加	<ul style="list-style-type: none"> 国際的動向(POPs条約、WHO)及び一斉分析による検出結果を踏まえて、複数のPFASをまとめて要検討項目に位置付け、情報、知見を収集する。

※PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DA

関連通知の内容

(1) 水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知） （令和7年6月30日 環水大管発第2506301～2506304号）

- ・「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号）本文、別添1を改正
- ・「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号）別紙「飲用井戸等衛生対策要領」を改正

都道府県及び水質汚濁防止法政令市における、**環境部局、衛生部局等との連携**について記載している。

(2) 水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について （令和7年6月30日 環水大管発第2506305～2506308号）

- ・「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）本文及び別添を改正
- ・「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け衛水第270号）本文及び別表第4を改正
- ・「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日付け生食水発0331第2号から第4号まで）第1を別紙3新旧対照表を改正

今回の改正に関わる詳細を**第1の3 留意事項**として記載している。

環境部局の実施しているモニタリング（常時監視等）

- 令和5年度における公共用水域及び地下水の測定地点は39都道府県、2,078地点
（河川：981地点、湖沼：37地点、海域：99地点、**地下水：961地点**）
- このうち、指針値（50 ng/L）を超過した地点は、22都府県、242地点
（河川：56地点、湖沼：0地点、海域：0地点、**地下水：186地点**）
- 超過した242地点について、報告された調査区分の内訳は、
 - ▶ 過去に超過が確認され**継続的に測定**している調査地点が97地点
 - ▶ 超過が確認された地点周辺において、**汚染範囲等の特定**のための調査地点が103地点
 - ▶ 概況調査等により**超過が新たに確認**された調査地点が42地点

地下水の超過率
19% (186/961)

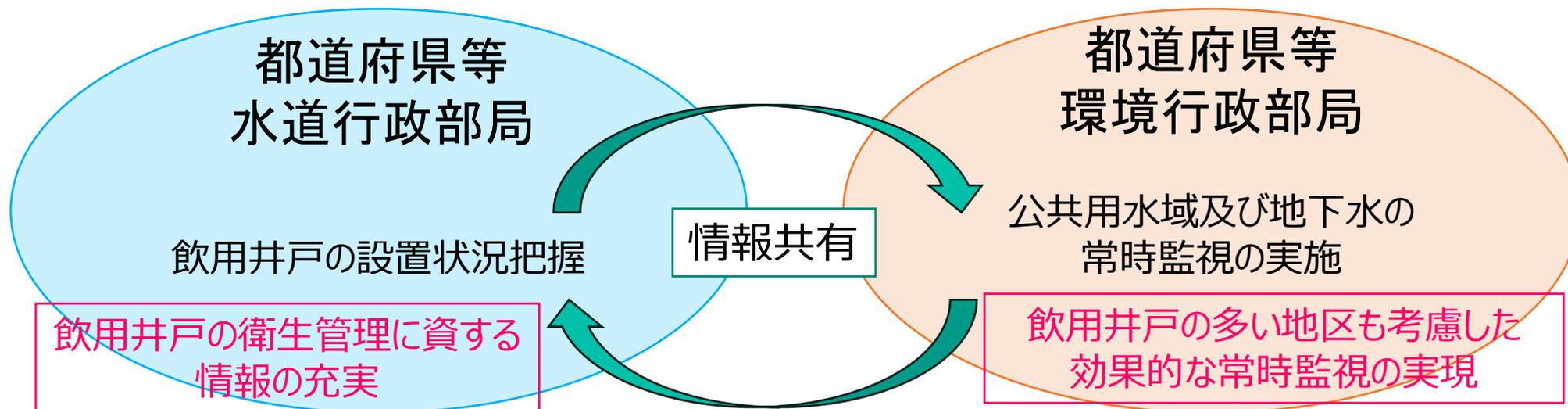
※この中には、水質汚濁防止法に基づく測定計画に基づかず都道府県等が独自に行った測定地点も含まれている。

※令和7年3月31日時点で環境省に報告のあったもの。

⇒指針値（50 ng/L）を超過した地点では、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、飲用を控えるなどのばく露（摂取）防止の取組等が実施されている。

環境部局との連携例（飲用井戸の設置状況）

◆環境と水道の連携による実用例



（参考）飲用井戸等衛生対策要領

原則として、都道府県、市又は特別区が管下町村の協力を得て、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定め、井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とした要領

なお、今回の省令改正に合わせて、飲用井戸の検査に「P F O S及びP F O A」を明記しています。

→周辺の水質検査結果等から判断して、基本11項目（一般細菌、濁度など）、有機溶剤及びその他水質基準項目を含めて、必要な項目の検査を推奨します

水道水におけるPFOS及びPFOAの全国調査（令和6年度実施）

- 水道施設におけるPFOS及びPFOAの検出状況等を把握するため、水道事業者（簡易水道事業※¹含む）、水道用水供給事業者、専用水道※²の設置者を対象に、国土交通省と共同で令和6年5月29日に「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」を発出（集計期間：令和2～6年度、回答期限：9月末）
 - ※1 簡易水道事業：給水人口5,000人以下の水道事業
 - ※2 専用水道：寄宿舍、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m³を超えるもの
- 全国調査のうち、水道事業及び水道用水供給事業の結果を令和6年11月29日に公表。専用水道の結果は、令和6年12月24日に公表。

<調査結果の概要>

○水道事業及び水道用水供給事業について

- ・ 検査を行ったことがある事業数：2,227（総数3,755）
- ・ 暫定目標値を超過した事業は、令和2年度は11事業あったが、年々減少し、**令和6年度（9月30日時点）は0事業。**
（令和5年度までのいずれかで暫定目標値を超過した全14事業は、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っている）

○専用水道について

- ・ 検査を行ったことがある設置者数：1,929（総数8,177）
- ・ うち、**暫定目標値（PFOS・PFOAの合算値で50ng/L）を超過した専用水道数は、42。国設専用水道の超過事例についてあわせて公表。**
- ・ 超過した専用水道の多くでは、水道水への切替え等の対応措置済み又は飲用しないような対応がとられている。
※一部の専用水道では、設置者に対して引き続き指導中

水道におけるPFOS 及びPFOA に関するフォローアップ調査について（令和7年度実施）

- 令和6年度の調査後の状況を把握するため、**水道事業者（簡易水道事業※¹含む）、水道用水供給事業者、専用水道※²の設置者**を対象に、国土交通省と共同で令和7年5月16日に「水道におけるPFOS 及びPFOA に関するフォローアップ調査について」を発出

（集計期間：令和6年10月1日以降、回答期限：**令和7年8月29日**）

※1 簡易水道事業：給水人口5,000人以下の水道事業

※2 専用水道：寄宿舍、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの
又は1日最大給水量が20m³を超えるもの

- 調査結果は、**年内に公表予定**。

期限までのご提出をお願いいたします。

（なお、簡易水道事業及び専用水道において、回答期限までに検査が実施できなかった場合でも、令和8年3月までに実施いただければ検査頻度の減についてご検討いただくことができます。）

2. 水道水質検査について

水道法に基づく水質検査

(水質検査)

検査方法等について規定(施行規則第15条)(次ページ)

第二十条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

委託の方法等について規定(施行規則第15条第8項)

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

登録の申請方法等について規定(施行規則第15条の2)

(登録)

第二十条の二 前条第三項の登録は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。

※この規定は、水道用水供給事業者、専用水道の設置者について準用されている。

水質検査について

• 定期の水質検査 (規則第15条第1項)

- 土日曜日、祝日も必要
- 検査結果に応じた連絡体制も確認を

■ 1日1回以上の検査・・・色、濁り、消毒の残留効果

■ 1月に1回以上の検査・・・水質基準の基本的項目(9項目)

→ 一般細菌、大腸菌、Cl⁻、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度

■ 3月に1回以上の検査・・・水質基準の全項目

- 水の採取の場所は給水栓が原則 (給水栓以外を可とする場合を限定)。必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること(水道課長通知)
- 合理的な検査の実施・・・過去の検査の結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査の省略や回数を減らすことができる

• 臨時の水質検査 (第2項)

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に検査を行う

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度以外は、省略可能。

• 水質検査計画 (第6項)

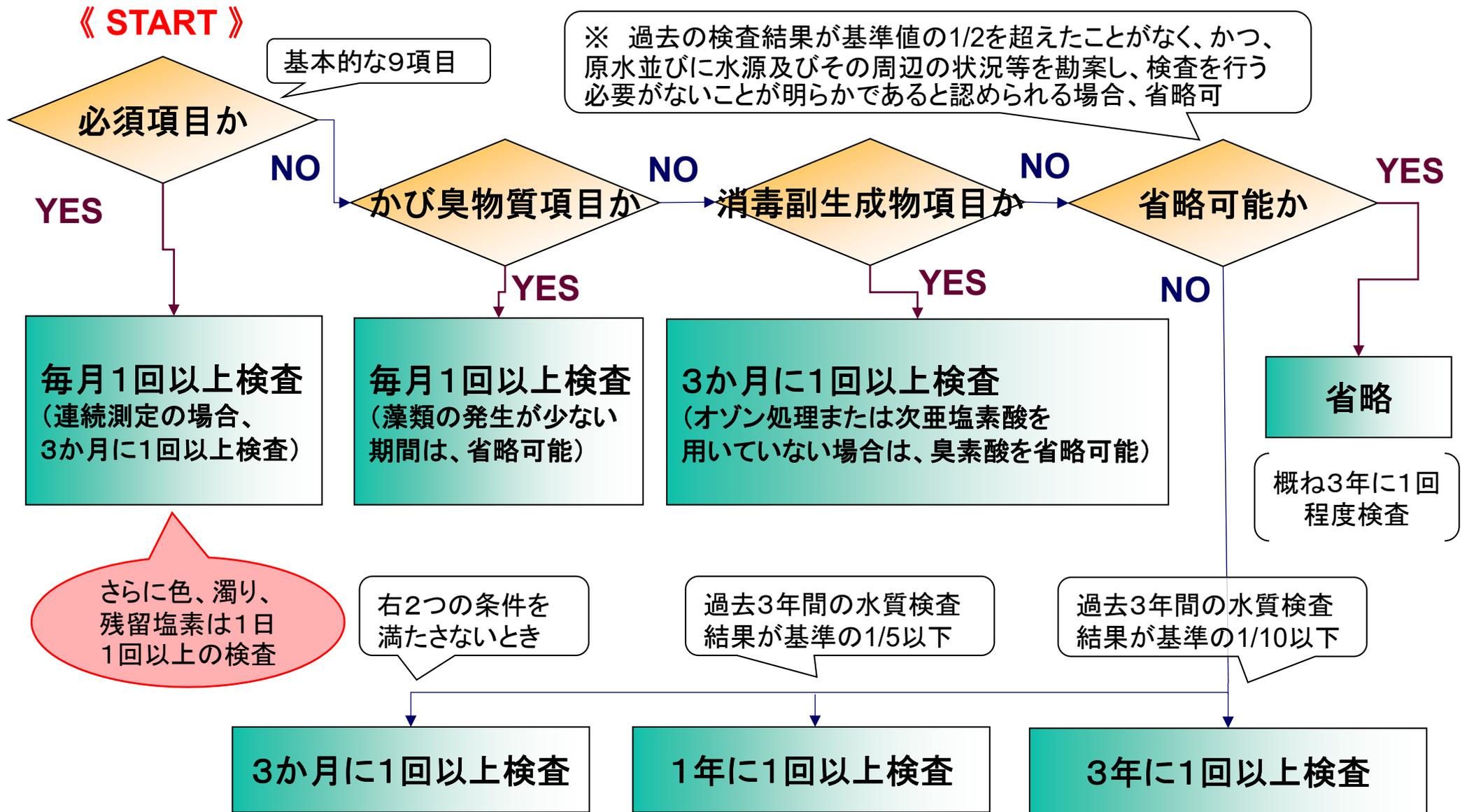
每事業年度開始前に策定

- ・ 定期の水質検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- ・ 省略する項目及びその理由
- ・ 臨時の水質検査に関する事項
- ・ 水質検査を委託する場合は委託の内容 等

令和8年度における水道法に基づく水質検査の省略・回数減の判断フロー (PFOS・PFOAを除く)



※ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可



令和8年度におけるPFOS・PFOAの検査回数の判断(1)



・検査頻度は原則 **3か月に1回**

ただし、以下の場合には検査頻度の減、全量受水の場合の検査省略を検討することができる

事業区分	検査頻度の減	全量受水の場合の検査省略
上水道事業	できない (令和11年度以降はできる)	<u>できる</u>
簡易水道事業 注1)	<u>できる</u> 注2)	<u>できる</u>
専用水道 注1)	<u>できる</u> 注2)	<u>できる</u>
水道用水供給事業	できない (令和11年度以降はできる)	できない

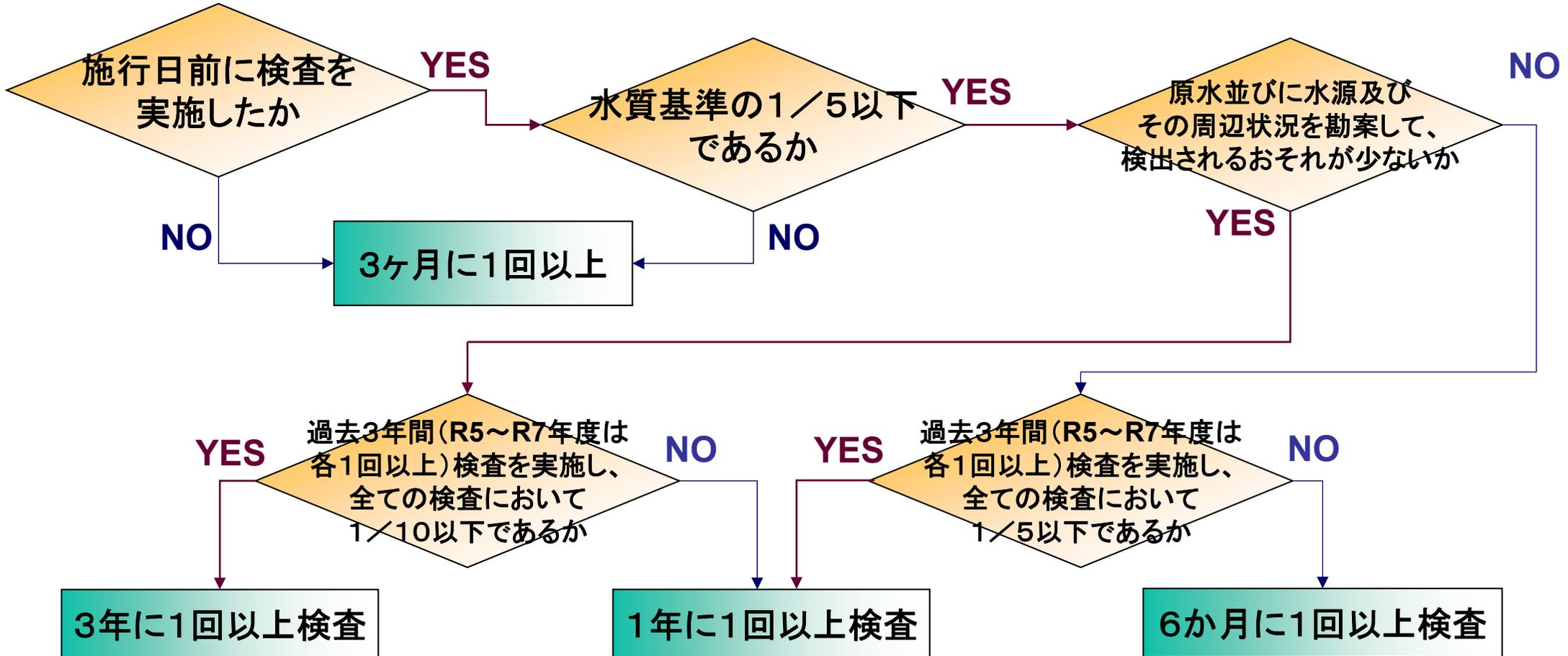
注1) 全量受水を行っている簡易水道事業および専用水道は、検査頻度減および検査省略をそれぞれ検討し、いずれか一方を適用することができる

注2) 施行日前に検査を実施していない場合はできない。ただし、令和9年度以降は、施行日後の検査結果をもとに判断することができる。

令和8年度におけるPFOS・PFOAの検査回数の判断(2)

本フローチャートは簡易水道事業、専用水道のみ適用できる

《 START 》

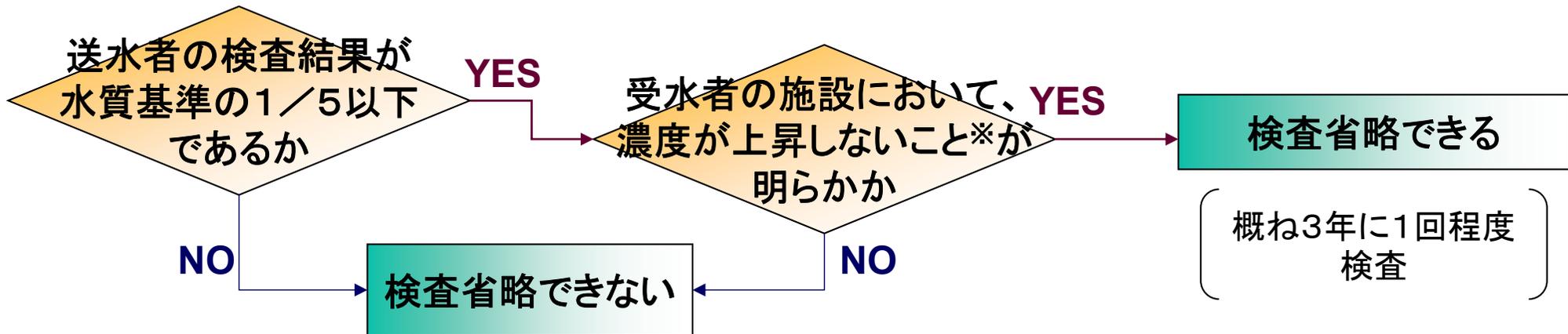


- ・配水系統ごとに判断を行う
- ・検査頻度を減じた後に、水質基準の1/5を超過した時は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる(1年間)

令和8年度におけるPFOS・PFOAの検査回数の判断(3)

本フローチャートは上水道事業、簡易水道事業、専用水道のみ適用できる

《 START 》



※ 過去3年以内の同一年度を実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断する

- ・配水系統ごとに判断を行う
- ・複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること
- ・省略後に送水者の検査結果において水質基準の1/5を超過した場合は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる（1年間）

令和8年度におけるPFOS・PFOAの検査回数の判断(4)



下表の方法、対象、頻度により行った場合、検査回数の判断に用いることができる

検査時期	検査方法	検査対象	検査頻度
施行日前	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付け健水発第1010001号) 別添4	給水栓、浄水施設の出口、送水施設、配水施設の水のほか、 <u>原水</u> を対象とできる	規定なし (各年度1回以上実施すれば、「過去3年間」の判断に用いることができる)
	「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」(平成24年9月6日付け健水発0906第1号別添、最終改正：平成29年10月18日) に従った評価をして目標に適合したもの		
施行日後	「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)	給水栓、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設の水	水道法施行規則による

- ・省令施行後においては、施行前と施行後に行った検査の結果を合わせて、検査回数減を判断できる
- ・施行日後の原水の検査結果は、検査回数の判断に用いることはできませんが、令和8年度以降、水質管理の観点から年1回の告示法に準じた検査をお願いしています。

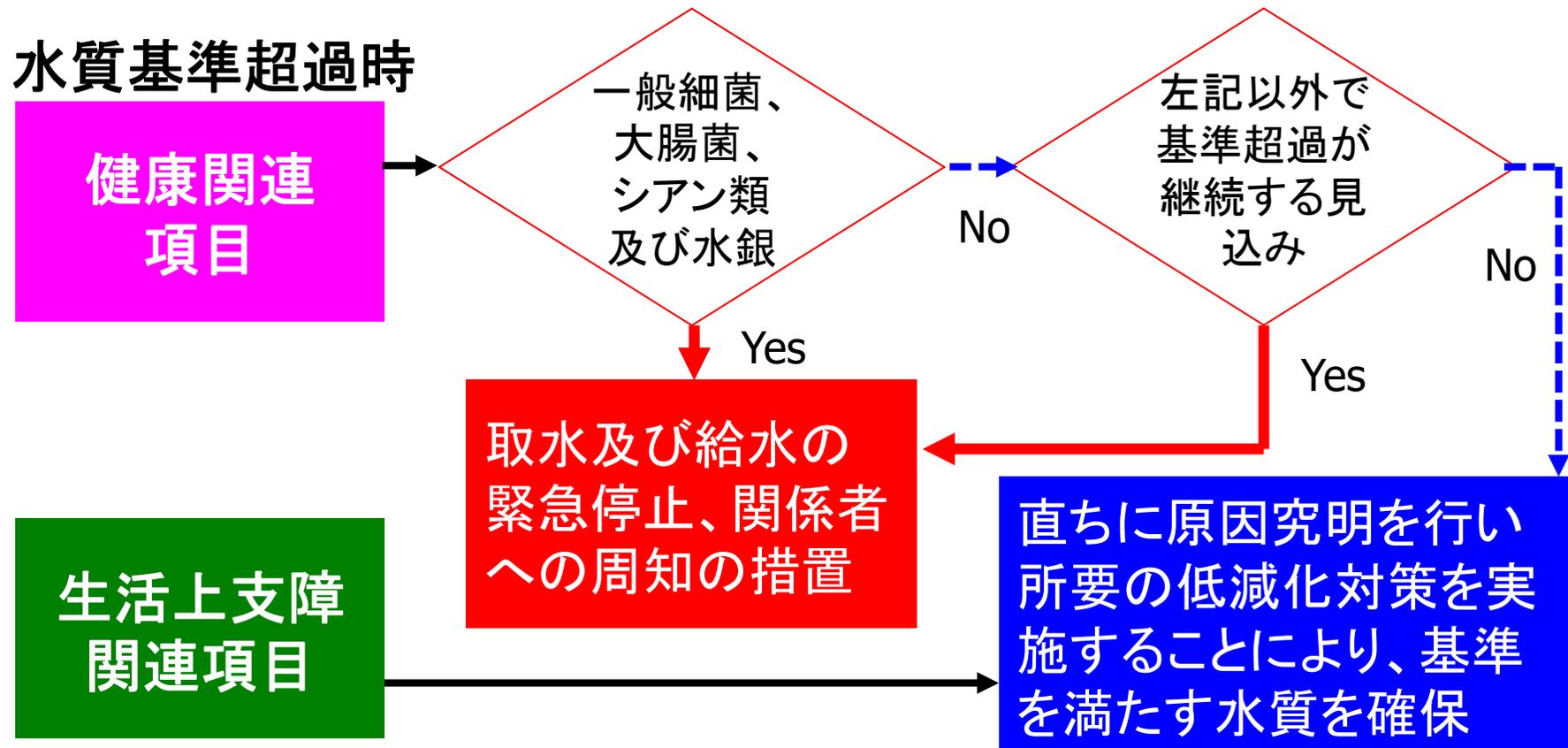
3. 水質異常時の対応について

水質異常時の対応

水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。

(平成15年10月10日健水発第1010001号)

水質基準超過時



水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方

水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方について

(平成28年3月31日生食水発0331第2～4号課長通知)

1. 基本的な考え方

水質事故等により、浄水中の有害物質の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合においても、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについては、水道事業者及び水道用水供給事業者の判断により、水道利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ、給水を継続することが可能である。

摂取制限を伴う給水継続の実施に当たっては、汚染状況、復旧までに要する時間、給水区域の規模や地域性に応じた摂取制限・給水停止による地域住民に対する影響、応急給水等代替手段確保の実現性、広報体制等を踏まえて、総合的に判断し、より社会的影響の小さい対応として選択する必要がある。

2. 摂取制限を伴う給水継続を行う対象となる物質等について

摂取制限を伴う給水の継続は、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについて、一時的に基準値超過が見込まれる場合に行うことが可能。

水道システムの対応能力等が様々であるため、個別の物質濃度や期間について一律の基準を設けることは困難であり、各水道事業者等が原因、影響等を踏まえて総合的に判断することが必要である。

※この通知は、平成15年10月10日水道課長通知の第2「水質異常時の対応について」を補完するものであり、これを変更するものではないことに留意。

4. よくある質問とその回答について

PFOS及びPFOAの検査 Q&A (1) 共通事項

質問	回答
<p>検査頻度減や検査省略は、<u>誰が判断するのか</u>。また、<u>報告等は必要か</u>。</p>	<p>水道事業者や専用水道の設置者が<u>それぞれご判断いただく</u>ものです。また、水道法施行規則第15条第7項により、<u>検査の回数及びその理由、検査省略とした項目とその理由</u>を「<u>検査計画</u>」に記載することが定められています。</p>
<p>令和8年度以降は、<u>原水の検査は必要ないと考えてよいか</u>。</p>	<p>水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）第4の2により、<u>原水についても年1回</u>は検査をお願いしています。</p>

PFOS及びPFOAの検査 Q&A (2) 検査頻度減

質問	回答
<p>「<u>原水並びに水源及びその周辺の状況（中略）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ない</u>」はどのように判断すればよいか。</p>	<p>事業者や設置者の総合的な判断によります。判断根拠の一例として、周辺河川・原水の検査結果や上流域においてPFOS及びPFOAを取り扱っていた工場がなかったことの調査などが挙げられます。</p>
<p>R6年度の給水栓の検査結果が基準の1/10以下であったので、<u>R7年度には検査を実施していない</u>。この場合、検査頻度を「<u>3年に1回以上</u>」とすることができるのはいつからか。</p>	<p>過去3年間は連続した3年間を意味しているため、R7年度に測定を実施しなかった場合は、以降のR8、9、10年度の3カ年にそれぞれ適切な頻度で検査いただき、結果が良好であれば、<u>R11年度から</u>は「3年に1回以上」とすることができます。</p>
<p><u>R6年度とR7年度にそれぞれ検査を実施して基準の1/10以下であった</u>。この場合、検査頻度を「<u>3年に1回以上</u>」とすることができるのはいつからか。</p>	<p>R8年度に適切な検査回数を実施し、基準の1/10以下を満たせば、<u>R9年度から「3年に1回以上」とすることができます</u>。</p>
<p>専用水道において検査頻度を「1年に1回以上としたが、年1回の検査で<u>基準の1/5を超過してしまった場合、次の検査はいつ実施すればよいか</u>。</p>	<p>超過してから概ね<u>3か月以内</u>に次の検査を行い、1年間継続して「3か月に1回以上」の頻度で検査を実施していただく必要があると考えます。</p>

PFOS及びPFOAの検査 Q&A (3) 検査省略

質問	回答
<p>検査省略の判断にあたり、送水者の検査結果が必要となるが、これは<u>どのように入手すればよいのか</u>。</p>	<p><u>ホームページ上で公開されている情報</u>や水質異常があった時の連絡体制による収集が想定されます。</p>
<p>検査省略の適用を受けたが、送水者の検査で基準の1/5を超過した場合、受水者の検査はどのタイミングで実施すればよいか。</p>	<p>超過してから概ね3か月以内に受水者が自ら検査を行い、1年間継続して「3か月に1回以上」の頻度で検査を実施していただく必要があると考えます。</p>
<p>「検査省略」とした場合は、送水者の検査結果で基準の1/5を超過しない限り、検査は必要ないと考えてよいか。</p>	<p>水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）第1の3(5)により、検査省略後も「概ね3年に1回程度」の検査をお願いします。</p>